

議案第9号

つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市医療福祉費支給に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「する。」の次に「なお、対象者が妊産婦である場合にあっては、同日に同一の保健医療機関等において、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に係る医療以外の医療を受けた場合は、別の医療機関とみなす。」を加え、同条第6項中「（妊産婦（妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷該当妊婦を除く。）を除く。）」、「（対象者が妊産婦である場合にあっては、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷と診断された日の翌日以後の当該疾病又は負傷に係る医療に限る。）」、「（対象者が妊産婦である場合にあっては、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷と診断された日の翌日以後の当該疾病又は負傷に係る指定訪問看護に限る。）」及び「（対象者が妊産婦である場合にあっては、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷と診断された日の翌日以後の当該疾病又は負傷に係る手当に限る。）」を削り、同条第8項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

令和8年2月25日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

子育て支援の一環として妊産婦の方への医療サービスの充実を図るため、産婦人科以外の診療科を受診した際の自己負担金の支払方法を償還払いから現物給付とするため、条例の一部を改正するものです。